

上尾市訓令第2号

本 庁
出先機関

上尾市行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年1月28日

上尾市長 畠山 稔

上尾市行政文書管理規程の一部を改正する訓令

上尾市行政文書管理規程（令和6年上尾市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第26条」に、「公印の押印及び文書の発送（第28条・第29条）」を「文書の施行等（第27条—第29条）」に改める。

第2章第5節の節名を削る。

第26条の次に次の節名を付する。

第5節 文書の施行等

第28条中「行政文書」の次に「（次の各号に掲げるものに限る。）」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 法令等の規定により公印の押印が義務付けられている文書
- (2) 権利又は義務に重大な影響を及ぼす文書
- (3) 特定の事実を証明する文書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、主務課長が特に必要と認める文書

第29条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和8年2月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の上尾市行政文書管理規程第28条の規定は、この訓令の施行の日以後に行う行政文書（上尾市公文書管理条例（令和6年上尾市条例第2号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）の発送について適用し、同日前に行う行政文書の発送については、

なお従前の例による。